

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年6月14日(金) 本社会議室	
委員	田中俊充(弁護士) 矢橋農吾(大学名誉教授) 西谷隆巨(大学名誉教授) 垣花直樹(水資源機構監事)	
審議対象	1. 平成24年度契約における1者応札の状況について 2. 平成24年度第4四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成24年度第4四半期における随意契約に関する点検について 4. 2年連続1者応札案件、変更契約を行った案件報告 5. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて	
1. 平成24年度契約における1者応札の状況について	委員	機構事務局
	<p>・平成19年度からのデータ中、24年度が最も低い1者応札率になっているということで、努力は非常に報われているということだが、幾らまで下げるとい目標はあるのか。</p>	<p>・限りなくゼロに近いほうが当然いいところなのですが、どんな対応も困難で、1者応札になるだろうという案件もありますので、具体的な目標というのは、定められるような性格ではないのではないかと思われます。</p>
2. 平成24年度第4四半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<p>・震災対応等があり、技術者等の確保が大変、作業員が少ないといったことで1者応札になることが往々にしてある。国や県だとか、いろいろなところが同じように、この時期に発注していると思われるが、こうした事業がタイトな時期には、やはり他にも同じように1者応札が多くなってきているのか、それとも水機構だけの傾向なのか。</p> <p>・最近、雑誌で、震災対応での工事の発注だとか、補正予算の発注等に対応するために、都道府県ではまた指名競争入札に切りかえているといったニュースもみた。やはり、全国的に確保が難しい状況になっているのではないだろうかと思う。</p>	<p>・他法人や国が1者応札になっているかどうかについては、データを持ち合わせていませんが、震災等の影響ということでは、報道等を見ている限り、そもそも入札公告をしても業者が集まらない、震災対応とかで業者不足といった報道が見受けられますので、類似した状況ではないかと思っています。</p>

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・ 1 番の工事だが、10 億円で 3 年間であり、かなり余裕を持った会社でないと受注できないのではないかと。1 者応札となったのは、そうしたことは関係していないのか。</p>	<p>・ 予定価格に応じた業者の等級があり、この工事は一番上の A 等級に該当します。等級により施工能力等を十分持った業者を対象に公募していますので、十分施工能力等を持ち合わせた者が落札したというふうに考えています。</p>
	<p>・ この工事に該当する等級の業者は少ないのか。</p>	<p>・ 該当する A 等級については 19 者になっています。</p>
	<p>・ 35 の高見機場の件だが、対応策として参加意欲の出る点検との合併など可能な範囲で集約に努めるとあるが、参加意欲の出る点検というものが、そんなにあるのであろうか。</p> <p>・ こうした特殊なものについては、こうした工夫も大事かもしれないが、そもそもそれを取り上げて分析すること自体が必要ないことかもしれない。そうしたことを少し考えてもらえばと思う。</p>	<p>・ 高見機場ではありませんが、関西管内のダムや湖沼では一括発注であるとか、ロットを拡大して何とか多数の業者に参加してもらえよう対策をやっていきます。そうしたもので実態を調査して、そういうものとあわせればどうだろうかということで対応策としてあげました。しかし、この機械は非常に特殊な機械であり、この機械があると敬遠されるというマイナスとなる要素もあるかもしれない。</p>
	<p>・ 早期発注に努めるという対策になっているが、事業や年間を通してまんべんなくというような形にせず、皆を早くしたら、またそこで集中して問題が起こるのではないかと。</p>	<p>・ 早期発注については、国や他の機関でも同じように努力されていて、早めた時期での人材のとり合いになりつつありますので、努力しただけの効果があるか、なかなか微妙になりつつあります。もう一つの対策として、複数年契約ということで、3 月に納期があると、その人材が不足するので、納期を少しずらして人材を確保できるようにする工夫もやっています。いずれにせよ、一番集中するときに発注するという事は避けるよう、継続して努力していきたいと思います。</p>

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

<p>・電気工事の 9 番で、6 年間で 1 億 8,000 万円という金額だが、1 者応札になった原因を読ませてもらうと、どの電機メーカーでもできるのではないのかなという気がする。かなり特殊な内容の工事なのか。</p>	<p>・設備は丸々取りかえるので、新設と同じであり、どのメーカーでも、これ単体であれば参入できることは間違いありませんが、この制御設備の対象としているポンプ設備が、日々福岡市に水を送っているものであり、一日たりともとめられませんので、そちらの設備の運用にもたけたところでないとこの工事ができないという暗黙の条件が加わってきます。そういったことに対応できるところが既設のメーカーしかなかったというふうに現場では推測しています。</p>
<p>・物品等の購入の 31 番について、総合技術センターで設計し、メーカーにつくらせたということか。</p>	<p>・二軸強制練りミキサー購入については、老朽化した機器の図面を参考に示し、発注しています。それを受注した会社のほうで 検討してもらい、同等の性能を持つものを納入してもらっています。</p>
<p>・特殊な機械で、しかも特殊な技術を使っているということでイメージとしては 100% 近い数字で応札してくるようにも思うのだが、落札率を見ると 53% と非常に低い。事情があれば教えてほしい。</p>	<p>・1 つは旧ミキサーであり、この購入業務には、古い機械の処分も含ませて発注しています。このいわゆる処分について各社がどう判断されたのかというのが一つです。それからもう一つは、試験機器ということで特別な機械であり、積算にあたっては見積を数社からとって予定価格を組んでいます。そうしたことから、もしかしたら少し得意でない者が見積をしたため、少し高い金額を入れられたのかということも考えられます。結果として、いわゆる試験機材では大手のメーカーが約半額に近い金額で応札しています。</p>

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

<p>3 .平成 24 年度第 4 四半期における随意契約に関する点検について</p>	<p>・ 16 番は、フロアの賃貸借契約書には、本件の契約者が原状回復の工事をするという特約になっているということか。</p>	<p>・ 貸し主が当該業者を指定しています。</p>
	<p>・ 契約条件等については協議するのか。賃貸借契約書に契約条件まで書いてあるわけではないということか。</p>	<p>・ そうです。</p>
	<p>・ 例えば 3 番、4 番、5 番とのだが、工期の着手年月日からすると、契約締結日が終わってから工事着手となっているが、契約締結の前に工事が着手されているのか。</p>	<p>・ 緊急を要する場合ということで機構の内規で定めており、特に緊急を要する場合には、最初に業者との間で着手依頼と承諾の書類を取り交わし、それに基づいて金額の定めがない契約を整えてから着手しています。こちらに書いてある締結日というのは、金額を定めた契約を締結した日ということです。</p>
	<p>・ 5 番で例のように受注業者が業務を履行できないようなケースが今後出てくると思われる。今回はこういう形で随意契約にて緊急時対応を行ったわけだが、今後そうしたことに対してのリスク管理として契約上で何か措置するとか、そういうことを考えているのであれば教えてほしい。</p>	<p>・ 施設操作業務のように途絶えさせることができないものについて、例えば破産申し立ての申告が行われた段階、再生手続が行われた段階で、機構のほうから契約解除できるような方法はないか検討していますが、民事再生を行って立ち直ろうとしている業者に対して契約解除するというのは本来の法の趣旨からいうと反することになるのか、難しいところです。何らかの形で約款上に契約解除条項をいれられないか検討していきたいと思えます。</p>
<p>4 . 2 年連続 1 者応札案件、変更契約を行った案件報告</p>	<p>・ 資料 7 の 3 番、5 番、7 番については、変更率が非常に大きいですが、こうした変更率となることは予定されていたのか。</p>	<p>・ あらかじめこういう場所で被害が出ているということを経営者に伝えて、まずはその土砂撤去をやってもらい、ほかの場所については対策を固めて改めてその内容を指示するというやり方になっています。</p>

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・資料 7 の 3 番の案件は当初の金額が 3 億 4,000 万円で、結局は 690 万円となっている。これは工事を分割したのか。</p>	<p>・別途発注の隣接工区の工事を前倒して行うこととし、本件工区は来年度以降に施行することとしたので、本件の金額は皆減に近い状況になっています。</p>
	<p>・資料 7 の大山ダムの 7 番については、25 年の 3 月 12 日に当初契約を 400 万円で結び、3 月の末に 600 何%に増額になったということであり、3 月 12 日から 3 月の末までの間に、先ほど説明のあったように工事の中身が固まったということであるが、余りにも短い間になる。</p> <p>金額確定してから最後に緊急随契をしていけばよかったのであり、業務的には二度手間が無駄な部分があったのではないか。</p>	<p>・まず、法面の確認ができたのが 11 月で、その後、緊急随契として業者と協議をし、その工事をやらせていました。緊急随契の場合は、あらかじめ金額なしで業者に先行施工してもらい、後で金額が固まった時点で契約をなるべく速やかに行うということになりますが、今回の場合、試験湛水等の事業終了の際に、急遽、北部豪雨のような被害があり、各地で緊急対策をしていた結果、もう少し速やかに土砂撤去の契約を結んでもよかったかもしれませんが、3 月の契約になってしまい、その後、最終的な変更をしています。よって、最後の契約だけでよかったかもしれません。</p> <p>なるべく速やかに、金額なしの契約から、ありの契約にしたいという気持ちがあり、また、各地で復旧対策を行っている中で、結果的にこういう形になってしまいました。</p>
	<p>・いまの説明からすると別個の内容なので 2 回の契約手続きにしまったということになるのか。たまたま場所が同じだったということか。別個にやるわけにはいかなかったということか。</p> <p>二度手間にしなくても、一度の契約でよかったのではないか。</p>	<p>・場所は同じところですが、原石山ですと法面崩落なのですが、第一段階として土砂撤去を至急指示しました。土砂撤去をさせながら、時間をかけて設計をして、法面の対策設計を固めてから法面对策工事を後実施したということです。部分的なものを先行して実施して、全体を引き続き実施しました。</p> <p>今回のこの契約でしたら、1 度という方法もあったかと思います。</p>

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

### 5 . 公益法人に対する支出の点検・見直しについて

平成 24 年度分の公益法人に対する支出の点検・見直しについて当委員会の意見を述べる。

平成 25 年 6 月 14 日、契約監視委員会。点検見直しの観点、点検見直しの対象となる平成 24 年度分の公益法人に対する 6 件の支出、1 件ごとに 支出そのものについて必要性があるか、調達方法の競争性を高めるなどにより効率的、効果的な支出とできないかの 2 つの観点で点検、見直しを行った。

まず 支出そのものの必要性。

支出そのものの必要性については、6 件全てについて水資源機構が業務を実施する上で、必要不可欠な調達に伴う支出であることを確認した。また、調達業務の範囲や調査地点の抑制などの点検、見直しについても不断に行われていることを確認した。今後も引き続き調達の必要性、調達業務の範囲等について見直し、点検を行った上で調達を行うこと。

より効率的、効果的な支出とできないか。

調達方法の競争性を高めるなど、より効率的、効果的な支出とできないかの観点については、6 件全てが一般競争入札の方法により調達されており、結果的に不落随契、1 者応札となったものについては常々当委員会において点検を行ってきたとおり、公益法人からの調達に限らず参入障壁となる入札参加要件の設定は行われておらず、ファクスによる入札公告の通知及びメールマガジンの配信など、1 者応札の改善に向けた取り組みが行われている。

## 第 2 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	今後も調達方法の競争性を高める努力をし、より効率的、効果的な支出となるよう努めるように。	
--	--	--

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048 - 600 - 6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長 相良 秀樹 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 益山 高幸 (内線 4631)